

# 北海道美幌高等学校農業クラブOB会会則

## 第1章 総則

第1条 この会は、北海道美幌高等学校農業クラブOB会という。

第2条 この会の事務局は、母校に置く。

第3条 この会は、北海道美幌高等学校（旧北海道美幌農業高等学校を含む）農業クラブOBをもって組織する。

第4条 この会は、次のことを目的とする。

- 1 農業の発展と農村社会の繁栄に寄与する。
- 2 地域農業の担い手を育成・援助する。
- 3 会員相互の連携と親睦を深める。

## 第2章 事業

第5条 この会は、上記の目的達成のために次の事業を行なう。

- 1 母校の農業クラブの各種行事に参加する。
- 2 学校農業クラブ記念行事及び母校の農業クラブ活動を援助する。
- 3 報徳会と連携し、その事業に参加する。
- 4 オホーツク農業担い手激励会に参加する。
- 5 必要に応じ機関紙などを発行する。
- 6 必要に応じ会員名簿を発行する。
- 7 会員相互の親睦を図る。
- 8 その他目的達成のために必要な事業等を援助する。

## 第3章 役員

第6条 この会に次の役員を置く。

- 1 会長 1名
- 2 副会長 若干名
- 3 監査 2名
- 4 事務局 若干名

第7条 役員の仕事は、次の通りとする。

- 1 会長は、会を代表しその責を負う。
- 2 副会長は、会長を補佐し会長事故あるときはこれに代わる。
- 3 監査は、会計を監査する。
- 4 事務局は会長の委嘱により事務会計業務を処理する。

第8条 役員を選出は役員会で行い、再任は妨げない。

## 第4章 会議

第9条 会議は、次の通りとする。

- 1 役員会は、会長が招集する。
- 2 役員会を本会の議決機関とする。

## 第5章 会計

第10条 この会の会計年度は、毎年4月1日から始まり翌年3月31日に終わる。

第11条 この会の経費は、個人終身会費と補助金及び寄付金をもってあてる。  
ただし、終身会費は、1,000円とする。

## 第6章 付 則

第12条 この会則は平成24年4月1日から施行する。